

e 要介護 4 1,327 単位  
 f 要介護 5 1,366 単位  
 ※ 看護職員 6:1 以上、介護職員 8:1 以上

へ 介護力強化病院における短期入所療養介護費  
 ※ 介護力強化病院は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置

7 痴呆対応型共同生活介護費

8 居宅介護支援費（1月につき）

イ 要支援 650 単位  
 ロ 要介護 1 又は要介護 2 720 単位  
 ハ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 840 単位

(2) 特定診療費  
 ※ 重度療養管理（1日につき） ○○単位

（削除）

7 痴呆対応型共同生活介護費

※ 夜勤体制を取っているものとして都道府県知事に届け出た共同生活住居の利用者については、1日につき○○単位を加算

8 居宅介護支援費（1月につき） ○○単位

9 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）

9 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）  
（現行通り）

ロ 居住福祉型介護福祉施設サービス費

(1) 及び(2)に掲げる単位数に、保険料段階が第1段階の者は〇〇単位を加え、第2段階の者は〇〇単位を加えた単位数

※ 個室・ユニット部分に対して建築時に施設整備費補助金が交付されている場合は、低所得者対策の対象にならない。

(1) 居住福祉型介護福祉施設サービス費

(一) 居住福祉型介護福祉施設サービス費(I)

- a 要介護1 〇〇単位
- b 要介護2 〇〇単位
- c 要介護3 〇〇単位
- d 要介護4 〇〇単位
- e 要介護5 〇〇単位

(二) 居住福祉型介護福祉施設サービス費(II)

- a 要介護1 〇〇単位
- b 要介護2 〇〇単位
- c 要介護3 〇〇単位
- d 要介護4 〇〇単位
- e 要介護5 〇〇単位

(三) 居住福祉型介護福祉施設サービス費(III)

- a 要介護1 〇〇単位
- b 要介護2 〇〇単位
- c 要介護3 〇〇単位
- d 要介護4 〇〇単位
- e 要介護5 〇〇単位

(2) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費

(一) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(I)

- a 要介護1 〇〇単位
- b 要介護2 〇〇単位
- c 要介護3 〇〇単位

ロ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費

- d 要介護 4 ○○単位
- e 要介護 5 ○○単位
- (二) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
  - a 要介護 1 ○○単位
  - b 要介護 2 ○○単位
  - c 要介護 3 ○○単位
  - d 要介護 4 ○○単位
  - e 要介護 5 ○○単位
- (三) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
  - a 要介護 1 ○○単位
  - b 要介護 2 ○○単位
  - c 要介護 3 ○○単位
  - d 要介護 4 ○○単位
  - e 要介護 5 ○○単位

※ ロについては、個室・ユニット部分が居室の 3 割を超える施設において、個室・ユニットの居室の入所者について算定  
ただし、平成 13 年度以前に個室・ユニット部分を建築した既存の施設については、イも選択可

ハ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費

※ 旧措置入所者について、平成 17 年 3 月 31 日まで適用

ニ 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費

(1) 及び(2)に掲げる単位数に、保険料段階が第 1 段階の者は○○単位を加え、第 2 段階の者は○○単位を加えた単位数

※ 個室・ユニット部分に対して建築時に施設整備費補助金が交付されている場合は、低所得者対策の対象にならない。

(1) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費

(一) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

- a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
- b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
- c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位

(二) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

- a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位

- b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
- c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- (三) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
  - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
  - b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
  - c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- (2) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費
  - (一) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
    - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
    - b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
    - c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
  - (二) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
    - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
    - b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
    - c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
  - (三) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
    - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
    - b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
    - c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位

※ 1 ニについては、個室・ユニット部分が居室の 3 割を超える施設において、個室・ユニットの居室の入所者について算定  
 ただし、平成 13 年度以前に個室・ユニット部分を建築した既存の施設については、ハも選択可

※ 2 旧措置入所者について、平成 17 年 3 月 31 日まで適用

## 二 退所時等相談援助加算

(2) 退所時相談援助加算 570 単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、市町村及び老人介護支援センターに対して(利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して)必要な情報を提供した場合

## へ 退所時等相談援助加算

(2) 退所時相談援助加算 ○○単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合

(3) 退所前連携加算 ○○単位

※ 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合

10 介護保健施設サービス

ハ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(二) 退所時指導加算 1,070 単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

11 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1 1,193 単位  
b 要介護 2 1,239 単位  
c 要介護 3 1,285 単位  
d 要介護 4 1,331 単位  
e 要介護 5 1,377 単位

※ 1 看護職員 6:1 以上、介護職員 3:1 以上  
※ 2 平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り算定

注 4 ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 5 単位

※ 看護職員 30:1 以上(最低 2 人以上)  
1 人当たり月平均夜勤時間数 64 時間以下

10 介護保健施設サービス

ハ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(二) 退所時指導加算 ○○単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合

(三) 退所時診療情報提供加算 ○○単位

※ 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合

(四) 退所前連携加算 ○○単位

※ 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合

11 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(削除)

(削除)

(3) 退院時指導等加算  
(一) 退院時等指導加算

- b 退院時指導加算 1,070 単位  
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退院後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(3) 退院時指導等加算  
(一) 退院時等指導加算

- b 退院時指導加算 1,070 単位  
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退院後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

(3) 退院時指導等加算  
(一) 退院時等指導加算

- b 退院時指導加算 ○○単位  
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
- c 退院時診療情報提供加算 ○○単位  
※ 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
- d 退院前連携加算 ○○単位  
※ 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

(4) 特定診療費  
※ 重度療養管理(1日につき) ○○単位

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(3) 退院時指導等加算  
(一) 退院時等指導加算

- b 退院時指導加算 ○○単位  
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
- c 退院時診療情報提供加算 ○○単位  
※ 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
- d 退院前連携加算 ○○単位  
※ 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

(4) 特定診療費  
※ 重度療養管理(1日につき) ○○単位

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(四) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(IV)

|         |          |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,044 単位 |
| b 要介護 2 | 1,083 単位 |
| c 要介護 3 | 1,122 単位 |
| d 要介護 4 | 1,161 単位 |
| e 要介護 5 | 1,200 単位 |

※ 看護職員 6:1 以上、介護職員 8:1 以上

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 1,070 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合（退院後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。）

ニ 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス

※ 介護力強化病棟は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(削除)

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 ○○単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

c 退院時診療情報提供加算 ○○単位

※ 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

d 退院前連携加算 ○○単位

※ 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

(4) 特定診療費

※ 重度療養管理（1日につき） ○○単位

(削除)